漁業法（昭和２４年法律第２６７号）第５８条において読み替えて準用する同法第４２条第１項の規定に基づき、及び同項の規定を実施するため、福井県漁業調整規則（昭和３９年福井県規則第６１号）第４条第１項第9号に掲げるたこつぼ漁業につき、福井県漁業調整規則第１１条第１項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

１　許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	（略）	許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	（略）	１月１日から１２月３１日まで	（略）
		（略）			（略）		（略）
		1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：４隻）			福井市越廼地域沖合 ただし、共同および区画漁業権の漁場内を除く。		福井市（越廼地域）に住所を置く者
		2（許可または起業の認可を受けている船舶の数：１７隻）			越前町沖合 ただし、共同および区画漁業権の漁場内を除く。		越前町に住所を置く者
		（略）			（略）		（略）
		（略）			（略）		（略）
		（略）			（略）		（略）
		（略）			（略）		（略）
		（略）			（略）		（略）
		（略）			（略）		（略）
		（略）			（略）		（略）
		（略）			（略）		（略）